

こんな政治でいいのか



菅首相が学術会議に

違法な介入

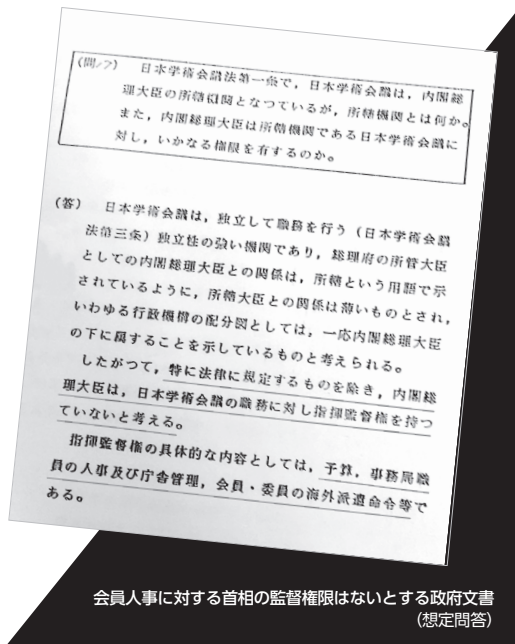
批判する者を徹底排除

日本学術会議から推薦された新会員6名を菅首相が前代未聞の任命拒否。「学問の自由」をおびやかす重大問題に、学術会議は「政府から独立して学問をベースに発信していく組織であることを譲るべきではない」と全員の任命を強く求めています。

「学会が推薦した者は拒否しない」

国会で政府がハッキリ答弁

そもそも政府は学術会議の人事には介入できません。会員を政府の任命制にした1983年の法改正時に、中曽根元首相は「政府が行なうのは形式的任命にすぎない」と答弁して



います。加藤官房長官は「監督権」といいますが、そんな権限がないことは政府文書に明記されています。

日本共産党

「学問の自由」なぜ憲法に

学術会議会員の任命拒否問題。なぜ「学問の自由」(第23条)が独立した条項として明記されたのか。なぜ国民全体の問題なのか、憲法に

明記した国は少ない 軍国主義の反省から

それは、戦前の軍国主義の歴史への反省からです。多くの国では「学問の自由」は「思想・表現の自由」の中に含まれると解釈されています。が、日本国憲法には「表現の自由」(第21条)の上に「学問の自由」が独立して明記されています。そういう国は少数です。

侵略戦争拡大 相次いだ弾圧事件

戦前、政府が学問と思想の自由に介入・弾圧し、科学者が戦争に動員されました。京都帝大の滝川幸辰教授の刑法学説が「国体に反する」として免官された「滝川事件」(1933年)、東京帝大の美濃部達吉教授が公職を追われた「天皇機関説事件」

(1935年)はその代表的例です。翌36年には軍部のクーデター「二・二六事件」が発生、以後軍部の力が一層大きくなり、国民生活の隅々まで統制され、政府は侵略戦争拡大に突き進みました。「学問の自由」への攻撃はその契機になりました。

官僚のみならず 科学者まで恐怖支配

官邸強権政治は国をほろぼす

学術会議に政府が干渉できないようになっているのは、科学が戦争の道具

とされた痛苦の歴史があるからです。異論を唱える官僚を左遷するだけでなく、科学者まで「人事」で脅して支配しようとする菅政権。社会全体を、政権に「右へならえ、させようとする暴挙を許してはなりません。